

●香川県告示第358号

香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）第7条第2項の規定により、香川県証紙の売りさばき人から次のとおり売りさばき所の廃止の届出があった。

平成26年10月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 廃止年月日

平成26年9月30日

2 所在地

東かがわ市湊1847番地1

3 名称

東かがわ市

4 売りさばき場所

東かがわ市引田513番地1 東かがわ市引田庁舎

東かがわ市三本松1172番地 東かがわ市大内庁舎